

生徒指導規程

第1章 生徒心得

第1条（服装）

伊万里高等学校の生徒として規定の服装を着用する。ただし、病気等の場合は許可を受けて制服以外のものを着用できる。

第2条（頭髪）

伊高生としての自覚を持ち、常に髪を清潔に保ち整える。

第3条（校内生活）

- (1) 登校後は校外へ出ない。ただし、特別の用件のためやむを得ない場合には、許可証を得て携行する。
- (2) 校舎・校具など公共物を大切にし、万一、破損・紛失したときは担任および事務室に申し出る。
- (3) 携帯電話の使用は原則禁止する。ただし、校地内の持ち込みは認めるが、電源は切っておく。

第4条（アルバイト及びその他の校外活動）

アルバイト（原則として禁止）及びその他の校外活動は保護者の承認を得た上、校長の許可を受ける。

第5条（交通）

自転車通学の際は、学校に届け出て許可を受ける。バイクの免許は原則として取得できない。

第2章 諸 届

生徒は、以下のことについては、許可を受けなくてはならない。

第6条（異装許可願）

病気や身体的理由その他で、異装が必要な場合は申し出ること。

第7条（アルバイト）

アルバイトは原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は認めることがある。

第8条（交通関係）

- (1) 自転車通学許可願（通学距離に関して規定はしない。）
- (2) 免許取得願
 - ① バイクの免許取得は原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は願い出ることができる。
 - ② 3年生についてのみ、以下の条件で許可する。
 - ・就職内定者・・・・・・・・・・12月1日以降随時
 - ・その他の進路内定者・・・・・・・・2月最終登校日以降随時ただし、特別の事情がある場合は別途協議する。
 - ・本試験の受験（免許の取得）は卒業式以降とする。